## 役員等候補者の育成に関する基本方針

本基本方針を定め、以下の経験を積ませることにより、本学の経営を担う役員等の候補者を育成するものとする。

- 1. 学長は、分野を指定してその分野の校務をつかさどらせ、学長の意思決定を補佐させるにふさわしい者を副学長に指名し、本学の経営戦略の企画・立案及び実施の中心的役割を担わせる。
- 2. 学長は、各理事が掌理する業務について、理事を補佐させるにふさわしい者 を副理事に指名し、本学の経営戦略の企画・立案及び実施の中心的役割を担わ せる。
- 3. 学長は、教育研究上の組織について、各組織が所掌する業務を適切かつ効果 的に運営することができる者を組織の長に指名し、本学の経営戦略に沿った 組織運営を担わせる。
- 4. 学長は、上記1から3の者について、それぞれの職務に応じ、本学の経営戦略の企画・立案及び実施の機会への参画、役員会、教育研究評議会などの重要な全学会議への参加、学長との意見交換を行う機会を設けるなどにより、法人の運営に参加させる。
- 5. 学長は、上記1から3の者について、多様な啓発の機会に積極的に参加させる。